

◇大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

- 1 認可地縁団体印鑑の登録申請に関して登録を受けようとする者に係る本人確認書類の例示を改めることにしました。
- 2 認可地縁団体印鑑登録申請書等の様式を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和7年12月2日から施行することにしました。

(市民局区政支援室地域力担当)